

新旧対照表

新	旧	備考欄																		
<p>秋田県県営工事検査実施要領</p> <p>(目的) 第1条 この要領は、秋田県工事検査要綱（以下「要綱」という。）による県営工事の検査を実施するため必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（検査の要領） 第2条 検査は、原則として実測によるものとし「工事検査の基準」（別記第1）により行うものとする。</p> <p>（検査区分） 第3条 要綱第五条に規定する検査員の検査を行う区分はつぎのとおりとする。ただし、知事が必要と認めるときは当該検査員以外の検査員に検査を行わせることができる。</p> <p style="text-align: center;">検査区分表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">検 査 区 分</td> <td style="width: 15%;">1. 完成検査</td> <td style="width: 80%;">イ 1件の契約額が2,000万円以上の工事については、要綱第五条第一号の検査員（以下「専任検査員」という。）が行う。 ロ 1件の契約額が2,000万円未満の工事については、要綱第五条第三号の検査員（以下「地方検査員」という。）が行う。（地方検査員のいない場合は、要綱第五条第二号の検査員が行う。以下同じ。）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2. 中間検査</td> <td>イ 1件の契約額が2,000万円以上の工事については、専任検査員が行う。 ロ 1件の契約額が2,000万円未満の工事については、地方検査員が行う。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3. 出来形検査</td> <td>イ 地方検査員が行う。</td> </tr> </table> <p>（検査の時期及び要請） 第4条 工事を主管する本庁の課（室）長及び地方機関の長（以下「課所長」という。）は、専任検査員の検査を要する工事について要綱第六条に規定する検査の時期を見通して、別記様式第1号による検査要請書を検査課長に提出し、完成確認は受検日前までに行うものとする。</p> <p>2 中間検査で、専任検査員に検査要請する場合は、別記様式第1号により行うものとする。</p> <p>3 中間検査は、完成後出来形、品質の適否を容易に確認し難い工事、又は完成後手直しが著しく困難と思われる重要構造物について実施するが、監督職員の実施する段階確認をもってこれに替えることもできる。</p> <p>（関係者） 第5条 要綱第七条第一項の「工事の施行に係る関係者」とは、次の者をいう。</p> <p>1 施行主体責任者 2 工事契約者及び現場担当責任者</p>	検 査 区 分	1. 完成検査	イ 1件の契約額が2,000万円以上の工事については、要綱第五条第一号の検査員（以下「専任検査員」という。）が行う。 ロ 1件の契約額が2,000万円未満の工事については、要綱第五条第三号の検査員（以下「地方検査員」という。）が行う。（地方検査員のいない場合は、要綱第五条第二号の検査員が行う。以下同じ。）		2. 中間検査	イ 1件の契約額が2,000万円以上の工事については、専任検査員が行う。 ロ 1件の契約額が2,000万円未満の工事については、地方検査員が行う。		3. 出来形検査	イ 地方検査員が行う。	<p>秋田県県営工事検査実施要領</p> <p>(目的) 第1条 この要領は、秋田県工事検査要綱（以下「要綱」という。）による県営工事の検査を実施するため必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（検査の要領） 第2条 検査は、原則として実測によるものとし「工事検査の基準」（別記第1）により行うものとする。</p> <p>（検査区分） 第3条 要綱第五条に規定する検査員の検査を行う区分はつぎのとおりとする。ただし、知事が必要と認めるときは当該検査員以外の検査員に検査を行わせることができる。</p> <p style="text-align: center;">検査区分表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">検 査 区 分</td> <td style="width: 15%;">1. 完成検査</td> <td style="width: 80%;">イ 1件の契約額が1,500万円以上の工事については、要綱第五条第一号の検査員（以下「専任検査員」という。）が行う。 ロ 1件の契約額が1,500万円未満の工事については、要綱第五条第三号の検査員（以下「地方検査員」という。）が行う。（地方検査員のいない場合は、要綱第五条第二号の検査員が行う。以下同じ。）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2. 中間検査</td> <td>イ 1件の契約額が1,500万円以上の工事については、専任検査員が行う。 ロ 1件の契約額が1,500万円未満の工事については、地方検査員が行う。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3. 出来形検査</td> <td>イ 地方検査員が行う。</td> </tr> </table> <p>（検査の時期及び要請） 第4条 工事を主管する本庁の課（室）長及び地方機関の長（以下「課所長」という。）は、専任検査員の検査を要する工事について要綱第六条に規定する検査の時期を見通して、別記様式第1号による検査要請書を検査課長に提出し、完成確認は受検日前までに行うものとする。</p> <p>2 中間検査で、専任検査員に検査要請する場合は、別記様式第1号により行うものとする。</p> <p>3 中間検査は、完成後出来形、品質の適否を容易に確認し難い工事、又は完成後手直しが著しく困難と思われる重要構造物について実施するが、監督職員の実施する段階確認をもってこれに替えることもできる。</p> <p>（関係者） 第5条 要綱第七条第一項の「工事の施行に係る関係者」とは、次の者をいう。</p> <p>1 施行主体責任者 2 工事契約者及び現場担当責任者</p>	検 査 区 分	1. 完成検査	イ 1件の契約額が1,500万円以上の工事については、要綱第五条第一号の検査員（以下「専任検査員」という。）が行う。 ロ 1件の契約額が1,500万円未満の工事については、要綱第五条第三号の検査員（以下「地方検査員」という。）が行う。（地方検査員のいない場合は、要綱第五条第二号の検査員が行う。以下同じ。）		2. 中間検査	イ 1件の契約額が1,500万円以上の工事については、専任検査員が行う。 ロ 1件の契約額が1,500万円未満の工事については、地方検査員が行う。		3. 出来形検査	イ 地方検査員が行う。	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p>
検 査 区 分	1. 完成検査	イ 1件の契約額が2,000万円以上の工事については、要綱第五条第一号の検査員（以下「専任検査員」という。）が行う。 ロ 1件の契約額が2,000万円未満の工事については、要綱第五条第三号の検査員（以下「地方検査員」という。）が行う。（地方検査員のいない場合は、要綱第五条第二号の検査員が行う。以下同じ。）																		
	2. 中間検査	イ 1件の契約額が2,000万円以上の工事については、専任検査員が行う。 ロ 1件の契約額が2,000万円未満の工事については、地方検査員が行う。																		
	3. 出来形検査	イ 地方検査員が行う。																		
検 査 区 分	1. 完成検査	イ 1件の契約額が1,500万円以上の工事については、要綱第五条第一号の検査員（以下「専任検査員」という。）が行う。 ロ 1件の契約額が1,500万円未満の工事については、要綱第五条第三号の検査員（以下「地方検査員」という。）が行う。（地方検査員のいない場合は、要綱第五条第二号の検査員が行う。以下同じ。）																		
	2. 中間検査	イ 1件の契約額が1,500万円以上の工事については、専任検査員が行う。 ロ 1件の契約額が1,500万円未満の工事については、地方検査員が行う。																		
	3. 出来形検査	イ 地方検査員が行う。																		

新	旧	備考欄
<p>3 工事監督職員 (検査に対する準備) 第6 条 要綱第七条第二項の「検査上必要な機械器具、帳簿等」とは別記第2に掲げるものをいう。 (検査後の措置) 第7 条 要綱第八条の規定における改善を要する事項については、軽易なものを除き当該事業の主管課(室) 長と協議するものとし、その結果に基づき主管課(室) 長は必要な措置を講ずるものとする。 2 軽易な手直し工事を要するときは別記様式第2号の指示書により指示し、それが完成したときは別記様式第3号の手直し工事完成報告書を提出するものとする。 (検査報告書) 第8 条 要綱第八条に規定する検査報告書は、様式第4号の1、様式第4号の2 とする。</p> <p>附則 この要領は、平成19年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、平成21年7月1日 から施行する。</p> <p>附則 この要領は、平成22年4月1日 から施行する。</p> <p>附則 この要領は、平成24年11月1日 から施行する。</p> <p>附則 この要領は、平成28年4月1日 から施行する。</p> <p>附則 この要領は、平成31年4月1日 から施行する。</p> <p>附則 <u>この要領は、令和5年4月1日 から施行する。</u></p>	<p>3 工事監督職員 (検査に対する準備) 第6 条 要綱第七条第二項の「検査上必要な機械器具、帳簿等」とは別記第2に掲げるものをいう。 (検査後の措置) 第7 条 要綱第八条の規定における改善を要する事項については、軽易なものを除き当該事業の主管課(室) 長と協議するものとし、その結果に基づき主管課(室) 長は必要な措置を講ずるものとする。 2 軽易な手直し工事を要するときは別記様式第2号の指示書により指示し、それが完成したときは別記様式第3号の手直し工事完成報告書を提出するものとする。 (検査報告書) 第8 条 要綱第八条に規定する検査報告書は、様式第4号の1、様式第4号の2 とする。</p> <p>附則 この要領は、平成19年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、平成21年7月1日 から施行する。</p> <p>附則 この要領は、平成22年4月1日 から施行する。</p> <p>附則 この要領は、平成24年11月1日 から施行する。</p> <p>附則 この要領は、平成28年4月1日 から施行する。</p> <p>附則 この要領は、平成31年4月1日 から施行する。</p>	<p>(追加) (追加)</p>